

China Tax Monthly (KPMG中国税務月報)

2021 年 10 月

海南洋浦保税港区での先行実施

——加工による付加価値付き貨物の国内販売優遇政策の公布

背景

2020 年 10 月の月報では、2020 年 6 月 1 日付けで公布された「海南自由貿易港建設全体案」（以下「全体案」）を紹介し、自由貿易港における革新的な政策概要を説明した。全体案の重要な内容の一つとして、自由貿易港と内陸との貿易に関する政策があり、奨励類産業企業が生産し輸入部材を含まない貨物、または輸入部材を含み、かつ海南自由貿易港での加工による付加価値が 30%以上貨物に対して、「二線（自由貿易港と中国国内の他の区域との境界線）」から国内販売に移行した場合、輸入関税を免除し、規定通りに輸入増徴税と消費税を徴収する内容が含まれている。

「全体案」を徹底的に実施し、洋浦保税港区の先行実施の役割を十分に発揮するため、税関総署は、2021 年 7 月 8 日付けで「洋浦保税港区における加工による付加価値付き貨物の国内販売に係る税関の租税徴収管理暫定弁法」（以下「暫定弁法」）（署税函〔2021〕131 号）を公布した。また、海口税関も 2021 年 7 月 13 日付けで「洋浦保税港区における加工による付加価値付き貨物の国内販売の租税徴収管理に係る税関の実施暫定弁法」（以下「実施弁法」）（海口税関公告 2021 年第 2 号）を公布し、関連実務要件を明確にした。加工による付加価値付き貨物の国内販売に係る関税免除政策は、海南自由貿易港が国内の大きな「循環」（生産・分配・流通・消費を貫く中国国内におけるフロー）と国内外の二つの「循環」（フロー）の促進に積極的な効果を発揮し、地域バリューチェーンの重要な接点としての役割をよりよく果たせるとともに、国内外の資本を利用したハイテク産業の発展、海南の産業チェーンのインフラ力の向上、先端技術の波及効果の獲得において重要な意味を持つ。

KPMG の所見

本「暫定弁法」は、貿易投資の自由化と利便化に焦点を当て、ハイレベルな自由貿易港に適合する政策制度システムを構築し、国際的に競争力と影響力を持つ自由貿易港を建設する。洋浦保税港区における「一線（国境線）」開放、「二線（自由貿易港と中国国内の他の区域との境界線）」確保という政策制度システムはより完備され、先行実施の重要な役割を果たし、次のステップであるより広範囲な実施、ひいては全域ゼロ関税適用に向けて経験を蓄積し、ストレステストの実施に寄与する。

加工による付加価値に関連する政策の徹底実施は、保税港区における製造業の発展を大きく促進し、新たな経済成長点の開拓にもつながる。企業にとっては、税負担が大幅に軽減され、製品価格優位性も高まる。消費者にとっては、より安い製品を購入できるようになり、国内外の二つの「循環」（フロー）を促進する。

輸出入企業は、特に下記の内容に注目すべきである。

【図表：優遇対象企業の種類と優遇対象貨物の種類】



優遇対象企業の種類
(すべての条件を同時に満たす必要)

- ❖ 奨励類産業企業
- ❖ 洋浦保税港区で登録登記した企業
- ❖ 独立法人資格を有する企業
- ❖ 洋浦経済開発区管理委員会に届出済みの企業



優遇対象貨物の種類

- ❖ 輸入部材を含まない貨物、または、
- ❖ 輸入部材を含み、かつ加工による付加価値が30%以上の貨物



このうち、

- **奨励類産業企業**とは、海南自由貿易港の奨励類産業目録にある産業項目を主要業務とする企業であり、かつ主要業務による収益が企業収益総額の60%以上を占める企業である。
- **輸入部材**とは、輸入納税手続きを行っていない中国国外から自由貿易港に輸入された貨物である。
- **加工による付加価値が30%以上**とは、届出済みの企業が、洋浦保税港区内で輸入部材を含む貨物を製造・加工した後の付加価値部分が、輸入部材と保税港区外で国内購入した部材の合計価値の30%以上（30%を含む）であることを指す。
- 上記政策は、洋浦保税港区における半完成品の保税取引の合計付加価値部分が30%以上の貨物の国内販売にも適用される。

加工による付加価値が30%以上であることは、以下の計算方法とプロセスにより求める。

1. 自主計算：加工による付加価値付き貨物は、下記の計算式を用いて計算される。

$$x = \frac{\text{貨物の保税港区外での国内販売価格} - \text{国外輸入部材価格} - \text{保税港区外で購入した国内部材価格}}{\text{国外輸入部材価格} + \text{保税港区外で購入した国内部材価格}} * 100\% \geq 30\%$$

2. 如実に申告する：企業は、貨物が保税港区外で国内販売される前に、規定通りに税関で加工による付加価値の申告手続きを行わなければならない。
3. 番号の形成：税関システム上で上記加工による付加価値付き貨物の国内販売に対する輸入関税免除の確認番号が自動的に形成され、届出済み企業はこの番号を保税港区外にある国内輸入企業に通知する。

本「暫定弁法」では洋浦保税港区における加工による付加価値付き貨物の国内販売に係る租税徴収政策を明確にしたものの、下記事項にも留意すべきである。

- 奨励類産業企業が生産し、輸入部材を含むものの加工による付加価値が30%未満の貨物を保税港区外で国内販売する場合、現行の総合保税港区の国内販売に係る選択的関税徴収政策を享受する。
- 加工による付加価値が30%以上の貨物を保税港区外で国内販売する際、下記のいずれかに該当する場合は、輸入関税の免除対象外となる。
 - ❖ 国外輸入部材が関税割当管理対象に該当する場合。
 - ❖ 混合、包装変更、分割、組み合わせ包装、切削、簡単な研磨または簡単な切断などの1種または複数種の微細加工もしくは処理しか行われていないもの。
 - ❖ その他、関連規定に基づき輸入関税を徴収すべきもの。
- 「暫定弁法」と「実施弁法」では、生産過程において使用した部材以外の関連費用（ロイヤリティ、サービス料など）の集計及び計算方法について具体的に規定しておらず、今後さらなる明確化が待たれる。

KPMGのご提案

KPMGは、今回公布された「暫定弁法」を踏まえて、各企業が下記行動を取られるよう提案する。

- 既に洋浦保税港区で登録している企業は、「暫定弁法」と「実施弁法」を十分に理解した上で、関連する優遇政策を享受できるように自社の事業展開を事前に評価し、サプライチェーンを合理的に調整されるよう提案する。
- 洋浦保税港区で登録していない企業は、できる限り早くフィジビリティスタディを実施し、自社の実状とビジネスニーズとを合わせて考慮し、洋浦保税港区及び海南島での事業展開を事前に計画されるよう提案する。
- 加工による付加価値付き貨物の国内販売優遇税制を享受する一方で、特に輸入貨物の価格審査、品目分類などのコンプライアンス関連事項

にも留意されるよう提案する。

- 海南の全域特殊税関管理区域適用など、海南自由貿易港の関連支援政策の今後の進展に留意し、事前に計画し、優遇政策を十分に享受できるよう提案する。

また、税関が現在公布している付加価値比率の計算式では、貨物の国内販売価格と部材の購入価格のみを取り上げているため、税関が後続する検査において、区内企業が運営過程で購入したサービス（無形財）及び各種無形投入コストなどを如何に処理するかについては、関連する実施細則をさらに考察する必要がある。なお、上述のサービスや無形投入、または実体のある貨物にかかわらず、その売買価格は、いずれも区内企業と国内外の関連者との間の移転価格税制に係る価格設定が合理的であるかどうかという問題につながる可能性がある。このため、企業は国境・エリアを跨ぐサプライチェーンの川上と川下を全面的に考慮し、税務や税関の価格評価などの観点から総合的に評価する必要がある。

KPMG は、企業に海南自由貿易港の政策動向を引き続き注視し、必要に応じて専門機構からのサポートも受け、サプライチェーンを調整・最適化し、ゼロ関税及び低税率政策を十分に利用して、自由貿易港の優遇政策による相乗効果を享受できるよう提案する。

（MUFG BK 中国月報 2021 年 10 月号に掲載）

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel : +86-21-2212-3678

E-mail : jie.xu@kpmg.com